

平成27年度第1回羽幌町青少年問題協議会（開催案内）

第1回羽幌町青少年問題協議会委員会議を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午後4時00分～
- 2 場 所 羽幌町役場 4階 第二会議室
- 3 議 題 (1) 異動委員への委嘱状の交付
(2) 平成26年度羽幌警察署管内の少年非行の概要について
(3) 平成27年度青少年に関する事業計画について
(4) その他
- 4 傍聴手続等 (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻の30分前から10分前までに会議会場で受付して下さい。
なお、定員は先着10名で、定員になり次第受付を終了します。
(2) 傍聴にあたっては、次の留意事項を厳守して下さい。これらを守られない場合には、傍聴をお断りすることがあります。
・定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
・会議開催中は静粛に膨張し、発言、拍手その他の方法により言論に対し意見を表明しないこと。
・会場内において、カメラ、ビデオ及び録音機器類を携帯しないこと。
・会場に、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
・その他会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。
- 5 問い合わせ先 羽幌町立中央公民館内
社会教育課 社会教育係
(Tel 0164-62-1178 番 fax 0164-62-1372 番)
(E-Mail shakai@town.haboro.lg.jp)

(別添) 羽幌町青少年問題協議会傍聴要領

羽幌町青少年問題協議会傍聴要領

1. 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議開始予定時刻30分前から開会10分前までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて会場に入場して下さい。
- (2) 傍聴の受付は、先着10名で、定員になり次第、受付を終了致します。

2. 傍聴者の遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、言論に対し意見を表明しないこと。
- (2) 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙はできません。
- (5) 会場に、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者が会議を傍聴する場合は、付属機関等の長又は事務局の指示に従って下さい。
- (2) 上記2に掲げる「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。